

エスドラス第一書（エズラ書）

本書の名は筆者に因んだもの。この人は高徳の司祭で律法學者、ヘブレオ人にはエズラと稱ばれている。

第一章

ペルシャ王キルス天主の民の捕囚を解き、そのイエルサレムに帰りて聖殿を復興することを許す。

ペルシャ人の王キルスの第一年に當り、イエレミア¹⁾の口より告げられし主の御言を成就せん爲に主、ペルシャ人の王キルス²⁾の心を動かし給いたれば、彼、その全國に、聲によりても、また文書によりても傳えて曰く、³⁾「ペルシャ人の王キルスはかく云う、「天の神たる主、⁴⁾我に地の諸王國を賜い、且我に命じて、そのためユダにある

第一章 ①耶二五・一一一一。二九・一〇。——ユデア人が帰國の許可を得たのは、何よりも先ずキルスの宮廷に来て王に預言を告げた預言者ダニエルの盡力のおかげであつたろう（ヨゼフス・フラウイウス）。——キルスはユデア人の天主を認め尊敬していたが、征服した他の諸民族の神々に對してもそうしていた。
③代下三六・二二。——キルスはこの語

三

四

五

六

七

イエルサレムに家いえを建たてしめ給なまう。 三汝等なんじらの中うちり そのすべての
 民たみに加くわわれる者は誰たれぞや。その神かみたる主しゆ、之これと共ともに在ましせ。その
 者ものはユダにあるイエルサレムに上のぼり行ゆきて、イスラエルの神かみな
 る主しゆの家いえを建たつべし。主しゆはイエルサレムに坐います神かみにて在ましす。
四残のこれるすべての者もの 何處いかに住すむとも、その處ところの人々ひとぐみ、銀ぎん、
 金こがね、貨財たから、家畜かちくを以もて之これを助たすくべし、なおその外ほかにも、イエル
 サレムにある神かみの宮に志こころざしの物ものを献ささげて然しかすべし。」と。」是五
 に於おいて、ユダ及びベンヤミンの父祖おやぢの家の長等おさたち、司祭しさいレビイ
 人ひと、ならびに天主てんしゅがイエルサレムに主しゆの聖殿せいでんを建たつるよう心こころを
 動うごかし給たまえる者もの共みな皆た、起おちて上のぼり行ゆけり。六六しかして周圍じゅういにあ
 る者もの擧たまりて、銀しおがね、金こがねの器うつわもて、貨財たから、家畜かちくもて、調度類ちょうどるいもて、
 彼等かれらの手て助けをなし、なお外ほかにも、志こころざしの物ものを献ささげて然しかせり。
七又キルス王おう、ナブコドノソルがイエルサレムより取りて己おのが

に依り平生天地の創造主として崇めているアワラマスダを否んだ譯ではなく、ただ天主を特殊な力ある神と認めただけ。5)わがすべての臣民のうち。一6)即ちペルシャ帝國內に定住し、現在帰國を考えていないすべてのユデア人。一7)旅仕度を整えた人々の周圍にある者とは直ちに帰國する決心のないイスラエル人、ならびにキルスの命令に従つたバビロニア人と解すべきである。

神の社に置きし、主の聖殿の器具を取り出せり。⁸⁾ 八さてペルシヤ人の王キルスは、ガザバルの子⁹⁾ミトリダテスの手によりて之を取り出すや、ユダの侯¹⁰⁾サッサバサル¹¹⁾に數え付せり。即ちその數は次の如し。金の鉢三十、銀の鉢一千、小刀一十九、金の爵三十、一二等の銀の爵四百十、その他の器類一千。二金銀の器具は合せて五千四百。サッサバサルは、バビロンの捕囚を釋されてイエルサレムに上る人々と共に、是等を悉く携え行けり。

第二章

ユダに帰りし人々の数—その奉獻したる物。

一バビロンの王ナブコドノソルに、バビロンに引き行かれし捕囚を釋されて上り、ユダ及びイエルサレムに歸りて各々その市に¹⁾至りし、この州の裔等は次の如し。²⁾ 二彼等は、ゾロ

第二章 ①帰還者各自の父祖が異郷に移される前に住んでいた町。—②この州とは、ペルシャ帝國の一州に

8) 代下三六・七、一八。

9) ヘブレオ原語は「出納官」の意。されば出納官ミトリダテスとなる。—10) ダヴィ

ドの子孫。マテオ一・一二参考。—11) ゾロバベルのペルシャ名。—12) ヘブレオ語

は「捕虜等がバビロンよりイエルサレムに連れ上られし時に。」

バベル、ヨズエ、ネヘミア、サラヤ、ラヘラヤ、マルドカイ、ペルサン、
 メスファル、ベグアイ、レフム、及びバーナに率いられて來れり。そのイス
 ラエルの民の人数は、ミファロスの裔等⁴⁾二千百七十二人、^四セファティア
 の裔等三百七十二人、^五アレアの裔等七百七十五人、^六ヨズエとヨアブとの
 育なるモアブ出身のファハトの裔等二千八百十一人、^七エラムの裔等千二百
 五十四人、^八ゼトウアの裔等九百四十五人、^九ザカイの裔等七百六十人、
^{一〇}バニの裔等六百四十二人、^{一一}アドニカムの裔等六百六十六人、^{一二}ベバ
 イの裔等六百二十三人、^{一三}アズガドの裔等一千五百六人、^{一四}アディンの裔等四百五十四人、^{一五}エゼキアより出でたるアテ
 ルの裔等九十八人、^{一六}ベサイの裔等三百二十三人、^{一七}ヨラの裔等百十二人、^{一八}ハスムの裔等二百二十三人、^{一九}ゲッバルの裔等九十五人、^{二〇}ベトレヘムの
 育等百二十三人、^{二一}ネトウファの人々五十六人、^{二二}アナトトの人々百二十八
 人、^{二三}アズマヴエトの裔等四十二人、^{二四}カリアティアリム、ケフィラ、及び

なりさが
 つたユデ
 ア國をさ
 す。十尼
 七・六。
^{三)}この名
 は通常
 「バベル
 で生まれ
 た者」と
 解釋され
 る。

⁴⁾「こら」
 とは子孫
 もしくは
 住民とい
 うほどの
 意。

ベロトの裔等七百四十三人、ミラマ及びガバの裔等六百二十一人
 ミセマクマスの人々百二十二人、ミベテル及びハイの人々二百二十三
 人、ミネボの裔等五十二人、ミメグビスの裔等百五十六人、ミ他
 エラムの裔等千二百五十四人、ミハリムの裔等三百二十人、ミロド、
 ハディド、及びオノの裔等七百二十五人、ミイエリコの裔等三百四
 十五人、ミセナの裔等三千六百三十人、ミ司祭(5)はヨズエの家
 のヤダヤの裔等九百七十三人、ミエンメルの裔等千五十二人、ミフ
 エシユルの裔等千一百四十七人、ミハリムの裔等千十七人、四レヅ
 イ人は、オドヴィアの子等なるヨズエとケドミヘルとの裔等七十四
 人、四歌手(6)は、アサフの裔等百二十八人、四門衛の裔等は、セルム
 の裔等、アテルの裔等、テルモンの裔等、アツクブの裔等、ハティタ
 ハの裔等、ソバイの裔等、合せて百三十九人、四ナティン人は、シ

(5) ダヴィドが設けた
 司祭二十四班の内
 (代上三四・一以下)
 帰つたのはただ、第二、第三、第十六の
 班だけ。——この聖
 殿づきの人々は大部
 分ガバオン人(書九
 ・二一、二七。代上
 九・二。)の子孫で、
 多分大半戦争捕虜の
 子孫であつた(王上
 九・二一以下参照)
 サロモンの奴僕等と
 共に、聖殿の下役を
 勧めていた。

アトの裔等、ファドンの裔等、^{四五}レバナの裔等、ハガバの裔等、アックブの裔等、^{四六}ハガブの裔等、セムライの裔等、ハナンの裔等、^{四七}ガツデルの裔等、ガヘルの裔等、ラードヤの裔等、^{四八}ラシンの裔等、エコダの裔等、^{四九}ガザムの裔等、ガヘルの裔等、^{五〇}アザの裔等、ベセーの裔等、^{五一}バクブクの裔等、^{五二}ベルコスの裔等、^{五三}ベルコスの裔等、^{五四}ベルフルの裔等、^{五五}ベスルトの裔等、マヒダの裔等、ハルサの裔等、^{五六}サロモンの臣僕の裔等は、ソタイの裔等、^{五七}ナシアの裔等、^{五八}ナシアの裔等、^{五九}ナシアの裔等、^{六〇}ナティアの裔等、^{六一}ナティン人及びサルブ、アドン、及びエメルより出でたるか否か、^{六二}モンの臣僕等の裔等は合せて三百九十二人。^{六三}なお茲に、テルマラ、テルハルサ、ケルブ、アドン、及びエメルより上り來りし人々にて、イスラエルより出でたるか否か、^{六四}その父祖の家とその血統とを示すこと能わざりし者あり。^{六五}そはダラヤの裔等、トビアの裔等、^{六六}ネコダの裔等にして六百五十二人。^{六七}また司祭の裔等の中には、ホビアの裔等

アッコスの裔等、ベルゼライの裔等あり、
 ベルゼライはガラード人ベルゼライの娘
 等の一人を妻に迎えて、その名を稱りたる
 なり。是等の者は已が系圖を探ねたれど
 見出さざりしかば、司祭の職より逐われた
 り。アテルサタ⁸⁾彼等に、學德卓れし司
 祭の出づる迄は、至聖所の物⁹⁾を食すべか
 らず、と云えり。¹⁰⁾全會衆は一つにして
 四万一千三百六十人。¹¹⁾外にその僕婢¹²⁾
 七千三百三十七人あり、之が中には男女の
 歌手¹³⁾二百人ありき。¹⁴⁾その馬七百三十六
 頭、その驃馬二百四十五頭、¹⁵⁾その駱駝四
 百三十五頭、¹⁶⁾その驢馬六千七百二十頭。¹⁷⁾

ヴダヴィドの歴史上に重要な役割を演じたベルゼ
 ライ。母下一七・二七。一九・三一。王上二・七
 参照。一⁸⁾知事。このペルシャ語は多分閣下など
 という類の尊稱であろう。一⁹⁾奉納物の司祭の分。
 10) ヘブレオ語では「ウリムとトウミムとを用うる
 司祭の興るまでは」即ちウリムとトウミムとを用
 いて終局の決定を與え得るような大司祭が出るま
 では。一尼七・六五。一¹¹⁾ほかの人々が加わつて
 いるか、又は妻子が算入されているか。なぜなら
 前述の者をすべて合せて、二九八一八人にしか
 ならないから。一¹²⁾これをレビイ人の歌手達と混
 同してはならない(四一節参照)。これはただ、
 まだ小アジアにあつて、公私の喜び事や儀式など
 に使われているような雇いの歌手たちであつた。
 この場合、律法學者の云う所によれば、「イスラ
 エル人の帰國を一層喜ばしいものとするよう」
 彼らを雇つたのであると。

六八

父祖の家の長等の或人々は、イエルサレムにある主の聖殿に入りたる時、自ら進みて天主の家に寄附し、以て之をその處に建つるに資したり。即ち彼等がそれぞれの力に應じて、工事の費用に差出せるは、金貨¹³⁾六万一千枚、銀五千斤。なお司祭の衣服百襲。さかくて司祭レヴィ人、民たる者、歌手、門衛、及びナティン人等、それぞれの邑に住み、すべてのイスラエル人、それぞれの市に住めり。

第三章

犠牲の祭壇を築き、盛大に幕屋祭を行い、聖殿の基礎を据う。

既にして第七月來りぬ、イスラエルの裔等はそれぞれの市に居りしが、この時民さながら一人の如く、イエルサレムに集えり。ニ時にヨセデクの子ヨズエ¹⁾とその兄弟なる司祭等、及びサラティエルの子ゾロベベルとその兄弟等、起ちてイスラエルの天主の祭壇を築けり。是、天主の人モイゼの律法に錄されたる如く、その上にて燔

第三章 1) ヨズエは當時の大司祭で、宗教關係の事ではみんなの長であつた。その父ヨセデクはナブコドノソルに捕虜と

13) この金貨は一シクリの重量があつた。

祭さまを獻ささげん爲ためなりき。即すなはち彼等周圍しゃういの國々くにぐの民たみの彼等かれらを脅おびやかす間に天主あいだの祭壇さいだんを本もとの基礎とだいの上うえに据すえ、朝あさな夕ゆうなその上うえにて主しゅに燔祭はんさいを獻ささげたり。四よまた錄かきしるされたる如ごとく、幕屋まくやの祝祭いわいを行おこない、毎日まいにちその日に於ける日ひの勤行つとめの命めいぜられたる如ごとく、順序正じょうたしく燔祭はんさいを獻ささげたり。五ごしかしてその後のちは平常つねの燔祭はんさいを、新月しんげつにも、聖せいとせられたる主しゅの諸々もうろくの祝日いわいびにも、また凡すべて志こころざしの供物そなえものが主しゅに獻ささげらるる時ときにも獻ささげたり。六ろく彼等かれらは第七月だいの一日いちより、主しゅに燔祭はんさいを獻ささげ始めたり、されど天主てんしゅの聖殿せいでんの基礎とだいは未いまだ据さすえざりき。七しちよりて石いしを切きる者ものと石いしを積づむ者ものとに金かなを、またシドン人ひととチロ人ひととに食たま物もの飲のみ物もの油あぶらを與あたえ、彼等かれらをしてペルシャ人ひとの王おうキルスかれらが之かれに命めいじたる所ところに循したがい、杉すぎの材きをリパノンよりヨツペひとの海うみに搬はなばしめたり。八はかくて彼等かれらがイエルサレムにある天主てんしゅの聖殿せいでんに來きたりてより二年目ねんめの第二月だいに、サラティエ

して引き行けられた人。

²⁾帰國きくにした人々ひとがもとの土臺どだいの上で燔祭はんさいを獻ささげたのは、律法所定の犧祭けいけんさいを行おこなつて、自分等わたくしらに敵意てきぎを抱く周圍しゃういの異教民族いききみんぞくに對たいして天主てんしゅの御加護ごかごを成なるべく早く蒙もりたかつたから。一い利二二三三・三四三四以下げしや。民二二九九・一二一二二三三八八。

4)二節はもとの土臺どだいの上うえに祭壇さいだんを設けたことを述べ、ここには聖殿せいでんが後に至つて漸く建て始められたことが云いつてある。

ルの子ゾロバベル、ヨセデクの子ヨズエ、その他その兄弟たる司祭レヴィ人等及び捕囚を釋されてイエルサレムに來れる者共舉りて着手し、二十歳以上のレヴィ人を立てて、天主の工事を急がしめたり。九次いでヨズエとその子等、そ

の兄弟ケドミヘルとその子等、及びユダの裔等、宛ら一人の如くに立ちて、天主の聖殿にて工事をなす者共を督促せり。ヘナダドの子等、またその子等、及びその兄弟なるレヴィ人等も然せり。一〇かくて主の聖殿の基礎、石を積む者等によりて据えらるるに當り、着飾りたる司祭等は喇叭を持ち、アサフの裔なるレヴィ人等は鎌鉗を持ち、イスラエル王ダヴィドの指定のままに天主を讃美せんと、立ちたり。一一即ち彼等主に向かいて讃美と感謝との歌を合唱せり、其は主仁慈深く在し、イスラエルに對するその御矜恤永久に存すればなり。五ま

た民も皆聲高く叫びて、主を讃美せり。そは主の聖殿の基礎据えられたればなり。一二されど司祭レヴィ人、父祖の家の長等、長老等にして、裏の聖殿を見たりし者は、己が目の前にてその聖殿の基礎の据えられたる時、多くは大聲を擧

5) これは詩篇の他で屢々繰返される天主讃歌の反復句

一
二
三
げて泣けり。また喜びて聲をあ
げ叫ぶ者も多かりき。⁽⁶⁾ 二三故に
民の歡呼の聲と泣聲とを區別す
ること能わざりき、蓋は民聲を
混えて大いに叫びたればなり。

その聲は遠くまで聞えたり。

第四章

サマリア人、アルタクセルクセス王に上書して聖殿の建立を沮む。

一時にユダとベンヤミンとの
敵⁽¹⁾ 捕囚の子等が主イスラエ
ルの天主の爲に聖殿を建ておる
由⁽²⁾を聞き、⁽³⁾上り來りてゾロバ
ベルの許、及び父祖の長等の許

(6) 五十四年前破壊された（王下二五・九）サロモンの聖殿を
まだ覺えている年上の人々が悲しんで泣いたのは、資材や準備の不足から、新築のものが以前の聖殿の宏壯美麗さを具备しないのを知ったため。またバビロンで生まれた年下の人々が喜んで叫んだのは、聖殿という全國民の宗教的民族的一致の中心が出来たのを見たため。

に至り、之に云ひけるは、「我等をして汝等と共に建てしめよ、其は我等も亦汝等の如く、汝等の天主を求むればなり。

視よ、我等はアッシリア王アソル・ハッダンの我等を此處に導き至りし日より、之に犠牲を獻げ來れるなり。」と。²⁾ 三さ

れどゾロバベル、ヨズエ、及びその他のイスラエルの父祖の

長等、彼等に云ひけるは、「我等の天主の爲に家を建つるは、

汝等と我等とのなすべき事に非ず、ただ我等のみ、ペルシャ

人の王キルスが我等に命じたる如く、主我等の天主の爲に自

ら家を建てん。」と。⁴⁾ 是に於いてその地の民、ユダの民の手

を阻止し、彼等の建立を妨害するに至れり。⁵⁾ また彼等の計

画を空しからしめん爲に、議に参る者を雇いて⁶⁾ 彼等に敵對

し、ペルシャ王キルスの世に在る間然なして、ペルシャ人の

王ダリウスの代にまで及べり。⁴⁾ 六更にアッスエルス⁵⁾ の代に

の宗教との混合したものであつた（王下一七・二九—四一参照）。——四節その他から、この言の正直でないことがわかる。——³⁾ サマリア人はキルスの参議たちに贈賄したので、その後彼らは工事をやめさせた。

⁴⁾ 聖殿の工事はキルス（五三五—五二九）の治世の晩年から、ダリウス（五二一—四八五）の代まで中止されていた。——⁵⁾ 新しい歴史研究者等は、アッスエルスをダリウスの子クセルクセスとし、アルタクセルクセスをクセルクセスの後繼者

と考えている。

その統治の初めに當り、彼等ユダとイエルサレムとの住民を非難する書とうちを上り、じよたてまつせなおアルタクセルクセスの代にも、ベセラム、

ミトリダテス、タベルル、その他彼等の議に参りし人々、ペルシヤ人の王アルタクセルクセスに書じよたてまつを上りしが、その非難の書はシリア文字にて書かれ、シリア語にて讀よまれたり。ハレウム・ペルテーム、及び書記官サムサイ、イエルサレムよりアルタクセルクセス王の許に、かくの如く書簡しょかんを書き送おくれり、ハレウム・ペルテーム、書記官サマサイ、その他その議に参る者、デイン人アファルサタク人、テルファル人アルス人、エルク人、バビロン人、スサネク人、ディエヴ人、エラム人、一〇及びその他の國民の、偉大にして榮譽ほまれあるアセナファルスが移してサマリアの市まち々並びに河かわの此方なるその殘餘ほかの地に、安らかに住まわしめたる者共、二二（是は彼等かれらが彼に送おくりし書簡しょかんの謄寫うつしなり。）アルタクセ

6) この非難の書はアラメア語でアラメア文字で記してあつた。アラメア語は當時取引用語では日用語でもあつたハレウムはパレスチナのペルシヤ總督であつた。ペルテームとは異名ではなく、「裁判の師」という公けの稱号で、即ち最高裁判官のサルマナツサルまたはアソル・ハツダンの異名。一〇エウフラト河。

ルクセス王に汝の僕なる河を隔てし人々、敬意を表し奉る。一三王知り給え
 汝の許より我等の許に上りしユダヤ人等、叛逆のいと惡しき市イエルサレ
 ムに來りて之を建て直し、その石垣を積み上げ、城壁を築けり。一三されば
 今、王知り給え、もしこの市建て直され、その石垣修理されなば、彼等は
 貢物をも租税をも年貢をも納めざるべく、この損失は王等に及ばん。一四さ
 れど我等は王宮にて塩を食したること¹⁰⁾を憶い、且王の損害を默視するを
 罪と考うるに由り、茲に人を遣して王に告げ奉れり。一五願わくは汝の父祖
 の歴史の書¹¹⁾を翻き探ね給え、さらば汝その記録の中に錄されたるを見、
 この邑の叛逆の邑にして諸王諸州に害ありしこと、及び昔よりその中に戰
 亂起りしことを知り給わん、是故にこそその市は滅ぼされたるなれ。一六我
 等王に告げ奉る、もしこの市建て直され、その石垣修理されなば、汝河の
 此方の領地を有し給わざるに至るべし。」と。一七王乃ちレウム・ペールテ
 ルム、書記官サマサイ、及びその議に參りし殘餘の者共、ならびに河の彼

¹⁰⁾奇抜な云い方。他人から食物または給料を貰つていることをあらわすための、小アジアでの常用語。

¹¹⁾當時ペルシヤ軍が占有していたアッシリア及びバビロニアの王たちの記録保管所にある。

一八

一九

方のその他の者共に語を寄せて、幸福と平安とを望み、さて曰く、一八汝等が我等の許に送りし訴狀はわが前にて讀まれたり。一九我命じて探らしめたるに、かの市は昔より諸王に叛き、暴動戰亂その中に起りしこと知られたるに、かの市は昔より諸王に叛き、暴動戰亂その中に起りしこと知られたり。二〇またイエルサレムには强大なる王等¹²⁾ありて、河の彼岸の地を悉く治め、貢物、租税、収益などを受けたることあり。二一されば今、わが裁定を聽け、かの人々を阻止めて、この邑を建てしめず、更に我より命令の出するを待て。二二汝等戒心して、怠らず之を果せ、恐らくは王等に對する損害漸次増大せん。」と。二三かくアルタクセルクセス王の勅書の謄寫を、レウム・ペールテーム、書記官サマサイ、及びその議に参れる者共の前にて朗讀したれば、彼等イエルサレムに急ぎ行きてユデア人等の許に至り、腕づく力づくにて之を阻止めたり。二四是に於いてイエルサレムに於ける主の家の工事は中止せられ、ペルシャ人の王ダリウスの代の第一年まで行われざりき。

¹²⁾ダヴィード及
びサロモンは
實際エウフラ
ト河の西に位
する諸地方の大
部分に至上
權を揮つてい
た。

第五章

アッゲオとザカリアとに勵まされて民聖殿の建築を續行す。敵之を妨げんと努めたれど及ばず。

一時に預言者アッゲオ、及びアッドの子ザカリア、ユデアとイエルサレムとに在るユデア人に向かい、イスラエルの天主の御名によりて預言せり。是に於いてサラテイエルの子ゾロバベル、ヨセデクの子ヨズエ、起ちてイエルサレムにある天主の聖殿を建て始めしが、天主の預言者等、彼等と共にありて之を助けたり。然るにその時、河の彼方の總督なるタタナイ、タルブザナイ、及びその顧問等、彼等の許に來りて、之にかく云えり、「汝等に、この家を建て、その石垣を修繕うべしと勧めたるは誰ぞや。」我等之に對して、この建築の發企人の名の何たるかを彼等に答えたり。されどユデア人の長老等の上には、その天主の御眼注がれたれば、彼等之を抑止むること能わざりき。よりてその事を

第五章

¹⁾中止
されていた工事を再開。²⁾シ

リアの宏大な州の總督。——彼らはこれを天主が自分達の企圖を嘉し給う證據と思つた。なぜなら相手がこれを権力で止めようとすれば出來

ダリウスに上申し、次いでその非難に對して辯明するを宜しとせり。六河の彼岸の地の總督タタナイ、スタルブザナイ、及び河の彼岸に居るその顧問なるアルファサク人等が、ダリウス王に送りし書簡の謄寫、その彼等が彼に送りし言は、かく記されたり、「ダリウ斯王に萬平安あれ。八王知り給え、我等ユデア州に行きて、大いなる天主の家に至りしに、人々磨かざる石もて之を建て、木材を壁に組み立て居たり。しかもこの工事は熱心に進められ、彼等の手によりて拂れり。九是に於いて我等その長老等に尋ねてかく云えり、「この家を建て、この石垣を修繕う權を汝等に與えたるは誰ぞや。」一〇なおまた我等は、その者共の名をも、汝に告げんとて彼等に尋ね、その中の重立てる人々の名をば録したり。二時に彼等かくの如き言もて我等に答えたり、曰く、「我等は天地の天主の下僕にして、既に幾年も前に建てられし聖殿を、建て直し居るなり。即ち之はイスラエルの大王の建築完成せられしものなり。一三然るに我等の父祖、天主の御怒を招くに及びて、彼等をカルデア人にして、バビロンの王なる

ナブコドノソルの手に付し給いしかば、彼この家を毀ち主の民を捕えてバビロンに移せり。一三されどバビロンの王キルスの元年に當りキルス王、天主のこの家を建て直すべしとの勅を發し給えり。

一四また天主の聖殿の金銀の器具にして、ナブコドノソルがイエルサレムにある聖殿より取り、バビロンの宮に持ち去りしものをも、キルス王はバビロンの宮より取り出して、その總督として立てたるサッサバサルと稱する人に付し、⁴⁾一五さて之に曰わく、是等の器具を取り、行きて之をイエルサレムにある聖殿に藏め、且天主の家を舊の處に建つべし。と。一六是に於いてそのサッサバル、來りてイエルサレムにある天主の聖殿の基礎を据えけるが、その時より今に至るまで建ておるも、未だ竣工せざるなり。』と。⁵⁾一七されば今、王もし宜しと見給わば、イエルサレムにある天主の家を建て直すべしとの命令、キルス王より出でしや否や、バビロンにある王の書

⁴⁾一・八によればゾロベベル。一⁵⁾工事繼續の妨げられた事情は述べてない。

(6)この役人達はわざとまたもやこの工事を妨げる意圖はなかつた(四・一二以下参照)。それで彼等は聖殿工事の禁令に全く言及していないまた王が完成を禁ずるよう提案もしていらない。寧ろ與えられた許可のこととを述べに對する確認をそれに對する確認を得ようとしている。

庫を調べ、この事に就きての王の御旨ことづを我等おうのみわねに傳えわれら給たまえ。」と。

第六章

ダリウス王聖殿建立を援助す。

一是いに於いてダリウス王命めいじて、バビロンに集めおきし藏書ざうしょを調べしめたるに、ニメディア州の城砦たるエクバタナ¹⁾にて、一つの卷物まきものを見出しけるが、その中に錄なまかきされたる記錄きろく次の如し。三「キルス王の元年に、キルス王おう詔めいりして曰いく、イエルサレムにある天主てんしゆの家いえを、犠牲いけにえを献げん爲ための處ところとして建て直なおすし、高さ六十クビト幅六十クビトを支うるに足る基礎ど基礎だいを据すうべし。四磨みがかざる石三列、新しき材きも三列。その費用は王の家いえより出いだすべし。五なおまた天てん主せいでんの聖殿せいでんの金銀きんぎんの器具うつわにして、ナブコドノソルがイエルサレムの聖殿せいでんより取とり出し、バビロンに持ち來りしものをも、返かえし與あたえて、イエルサレムの聖殿せいでん内の舊いだの處ところに持ち行ゆかしむべし、これまた天主てんしゆの聖殿せいでんに置おかれたりしものなればなり。」と。六「されば今河いまかわの彼方かなたにある地ちの總督そうとくタタナイ、スタルブザシヤ王の夏の離宮わがあつた

第六章

¹⁾エクバ

ナイ、及び汝等の顧問なる河の彼方に居るアルファサク人等、彼等より遠ざかりて、セユデア人の侯及び長老等が天主のその聖殿を造るに任せ、以て天主のその家を舊の處に建てしめよ。ハなおまた我は、天主の家を建てん爲にユデア人の長老等が爲すべきこと、即ち王の金庫より、換言すれば河の彼方の地より納めらるる租税の中より、その人々に遅滞なく費用を與え、以て工事を中絶せしめざるべき事を命じたり。九また必要ならば、天の御神に献ぐる燔祭の犧、小羊、仔山羊、及び小麥、鹽、葡萄酒、油など、イエルサレムに在る司祭等の典規に循いて、日々彼等に與え、何事にも不平なからしめ、一〇彼等をして天の御神に獻祭をなして、王及びその子等の生命の爲に祈らしむべし。一一されば我かく定めたり、凡そこの命令を變更する人は、その家の材を取りて立て之に彼を付け、一またその家をば沒收すべし。ニ凡て反抗し、イ

(2) ユデアの總督とユデアの諸侯とは、天主の聖殿をもとの場所に再建すべし。一(3)異教を奉ずる王は、ユデア人の天主の御加護を願つたが、それによつてその唯一なることや、自分が帰依している神を始めその他いろいろな偽神の空しいことを認めた譯ではなかつた出八・八参照。一(4)首を刎ねて後柱にかけるのは、ペルシャでは珍らしくない刑罰であつた。

を瀆す
と思わ
れるこ
とは、
古代は
厳しく
罰せら
れた。

エルサレムにあるかの天主の家を打毀さんとて手を出す諸々の王國や民は、彼處にその御名を住め給える天主、願わくは之を滅ぼし給え。⁵⁾ 我ダリウスこの勅令を出せり、我、銳意之を實行せんと欲す。」 三かく、ダリウス王の命じたる所に循い、河の彼方の地の總督タタナイ、タルブザナイ、及びその顧問等奮勵して然行えり。四イスラエルの長老等、また之を建てけるが、預言者アッゲオ、及びアツドの子ザカリアの預言の如く、順調に運びたり。かくて彼等イスラエルの天主の命じ給える如く、またキルス、ダリウス、アルタクセルクセス等ペルシャの王たちの命じたる如く、建築し、五ダリウス王統治の第六年アダルの月の三日に至りて、この天主の家を竣工せり。六是に於いてイスラエルの家の奉獻式を行えり。一せしかして彼等、天主の家の奉獻式に際し、犢百頭、牡羊二百頭、小羊四百頭を献げ、また全イスラエルの爲に罪祭としてイスラエル支族の数に因み、牡山羊十一頭を献げたり。一八時に司祭をその席次により、

一九

二〇

二一

レヴィ人びとをその班ぐみにより、立ててイエルサレムにて天主てんしゅへの勤行こどめに當あたらしめたり、即ちまなわ錄かきしるしてモイゼの書ふみにある如し。⁶⁾ 一九^つ次いで捕え移とらえうつされたりし齋等こら、第一月だいがつの十四日かに過越すきごしを行えり。二〇即ち司祭まなわレヴィ人びと、さながら一人ひとりの如く身みを潔め、かくてすべて捕え移とらえうつされたりし齋等こらと、その兄弟きょうだいなる司祭等しさいらと、已おのれとの爲ために過越すきごしの牲にえを屠ほふらんとて、皆清みなきよくなれり。二一しかして捕囚とらわれより歸り來かえりしイスラエルの齋等こら、及びすべてその地ちの異邦人ことくにびとの汚けが穢はなを離れて彼等かれらに附つき、以て主しゆイスラエルの天主てんしゅを求むる人々ひとぐれ之これを食しょくしぬ。二二かくて彼等かれら七日かの間あいだ、悦びて酵ななきパンの祝祭いわいを行えり。其は主しゆ、彼等かれらを悦ばせ、アッシリヤ王おう⁸⁾の心こころを彼等かれらに向むかけて、彼等かれらが主しゆイスラエルの天主てんしゅの家の工事こうじに携たずさわるを助けしめ給たまいたればなり。

第七章

エスドラス、イエルサレムに上りて民に教うーその携えたるアルタクセルクセス王の優渥なる詔勅。

⁶⁾ 民三・六・八
九。一九多分
たいていは異
教徒と混つて
いて、今度そ
れから離れた
イスラエル人
であろう。
イスラエル人
すなわちア
ッシリヤが州
として屬して
いるペルシャ
帝國の王。

さて是等の事の後、^いペルシャ人の王アルタクセルクセスの代に、エスドラスという者出でしが、彼はサラヤの子にして、これはアザリアの子、これはヘルキアの子、^ニこれはセルムの子、これはサドクの子、これはアキトブの子、^ミこれはアマリアの子、これはアザリアの子、これはマラヨトの子、^四これはオジの子、これはボッキの子、^五これはアビスエの子、これはフイネエスの子、これはエレアザルの子、^六これは最初の司祭アーロンの子なり。このエスドラスはバビロンより上り來りしが、彼は主なる天主のイスラエルに賜えるモイゼの律法に精しき學士にして、主その天主の御手之が上にありしに由り、^四彼の請願は王悉く之を許せり。^七爰にアルタクセルクセス王の第七年に當り、イスラエルの裔等、司祭の裔等、レビイ人の裔等、及び歌手、

第七章 ①ダリウス王の第六年からアルタクセルクセス王の第七年までの約七年間を経て後。——天主に選ばれた最初の大司祭。³⁾律法學士が聖書に出て來るのはここが始めて。エスドラスはその弟子と共に聖書を譯してフェニキア文字から四角な文字に書き直した。——⁴⁾彼は天主の明らかに御祐助を蒙つた。聖書の他の諸卷に滅多に用いられていないこの云い方は、エズラ書及びネヘミア書では屢々見られる。

門衛、並びにナティン人⁵⁾の中イエルサレムに上る者あり、八彼等王の第七年の第五月に、イエルサレムに來りぬ。彼は第一月の一日に始め

てバビロンを出でて旅に上り、その天主の仁慈深き御手之が上にありし

に由り、第五月の一日イエルサレムに到れり。一〇蓋しエスドラスは主の

律法を究め、イスラエルに於いて誠命と捉とを且行い、且教えんとの心

構えなりしなり。ニさて、アルタクセルクセス王⁶⁾が、主の御言と誠命と、

イスラエルの典禮とに明るき學士にして司祭たるエスドラスに與えし勅

書の謄寫は次の如し。⁶⁾ 一二諸王の王、アルタクセルクセス、天の御神の

律法に精しき學士にして司祭たるエスドラスに挨拶す。一三我は詔勅して

云う、わが王國內のイスラエルの民及び司祭レビイ人の中、イエルサレ

ムに赴かんと欲する者は、何人も汝と共に行くべし、と。一四抑々汝が王⁷⁾

及びその七人の顧問官⁸⁾の面前より派遣せらるるは、汝の手にある汝の

天主の律法に循いてユデアとイエルサレムとを訪れん爲、一五また王とそ

⁵⁾ 本二・四三と
その註参照。

⁶⁾ アルタクセル

クセス王の勅書
はアラメア語に
翻譯され、且書
き寫された。

この最高官の
七という數は、
ペルシャの宗教
体系でよく知ら
れている高き七
靈アムシャスピ
ンジに對應する
もの。帖一・一
四參照。

の顧問官等とが、イエルサレムにその幕屋を置き給うイスラエルの天主に、自

の折に
募金

ら進みて献げ奉りたる銀と金とを持ち行かん爲なり。一六即り凡そ銀及び金にし

て、汝がバビロンの諸州に於いて見出すものと、民が献げんと欲するものと、

司祭等が自ら進みてイエルサレムにあるその天主の家に献ぐるものとは、一七遠慮なく受取り、その金もて、犢、牡羊、小羊、及びその素祭と灌祭との物を銳意買ひ入れ、イエルサレムにある汝等の天主の聖殿の祭壇に之を献げよ。一八な

おまた汝と汝の兄弟等、その銀と金との剩餘もて何事かなすを宜しと思わば、

汝等の天主の御旨に循いて然なせ。一九また汝の天主の家の奉事の爲に、汝に與えられたる器具をも、汝イエルサレムの天主の御眼前にて付せ。二〇更にその外

にも汝の天主の家の爲に要る物は、汝が費すに要する所如何ばかりなりとも、

王の寶藏金庫、ニ及び我より與うべし。我アルタクセルクセス、河の彼岸に居る國庫を守るすべての者に命じて詔勅す、凡そ天の御神の律法學士なる司祭エ

スドラスが汝等に請求むるものは何にても、汝等遲滞なく與うべし、ニ即ち銀

は百タレントまで、小麥は百石まで、葡萄酒は百バトまで、油も百バトまで、塩は量に制限なく與うべし。二三凡て天の御神の典憲に要する物⁹⁾は、注意して天の御神の家に納むべし、是彼が王とその子等との王國に對して怒り給うことなからん爲なり。三四我等はまた汝等に知らしむ、司祭レヴィ人、歌手、門衛、ナティン人等、この天主の家の役者に對しては、汝等之に租稅、貢物、年貢などを課する權あらざるべし。二五また汝エスドラス、汝の手にある汝の天主の叡智に循い、裁判官及び治安官を立てて、河の彼方にあるすべての民、即ち汝の天主の律法を知る者等を審判かしめよ、なお知らざる者には自由に教えよかし。

二六しかし凡そ汝の天主の律法と王の法律とを孜々として行わざる者は、之に對して判決を下し、或は死刑、或は流刑、或は貨財の沒收、或は少くとも投獄に處すべし。」と。¹⁰⁾ ニモ主我等の

⁹⁾ 異教では、一つあり、たゞ一つに限る神の觀念など知らなかつた。それで王は自ら奉ずる神々を輕んずる氣持のないままで造作もなく他國民の神を崇めることができた。本六・一〇参照。¹⁰⁾ これを見ると、イスラエル人には世俗的犯罪に至るまでも自分達の律法に従い死刑を執行する自由裁判權が許されており、それは捕囚中も、全くは奪われなかつた。但一三・二八以下を見よ。

父祖の天主は讃美すべきかな、かかる事を王の心に入れて、イエルサレムにある主の家を壯麗ならしめんとし、二元王とその顧問官と、王の有力なる諸侯との前に於いて、我に御矜恤を傾注ぎ給えり。主わが天主の御手、わが上にありしを以て、我勇氣を得、イスラエルの重立てる人々を、我と共に上らしめんとて集めたり。

第八章

エスドラス同僚と共にイエルサレムに行き、聖器を聖殿に搬入す。

一さて、アルタクセルクセス王の代に當り、我と共にバビロンより上りし族の長等、及びその系圖は次の如し。ニファイネエスの裔等の中にはダニエル。¹⁾ ダヴィードの裔等の中にはハツトウス。タマルの裔等の中にはダニエル。¹⁾ ダヴィードの裔等の中にはハツトウス。セケニアの裔等及びファロスの裔等の中にはザカリア、之と共にある男を數えたるに百五十人。^四 ファハト・モアブの裔等の中には、ザレへの子エリオエナイ、之と共にある男二百人。^五 セケニアの裔等の中には、エゼキエルの子、之と共にある男三百人。^六 アダンの裔等の中には、ヨナタンの子アベ

第八章
1) 預言者ダニエルと異なる。

ド、之と共にある男五十人。セアラムの裔等の中にては、アタリアの子イザヤ、之と共にある男七十人。^{おとこ}ハサファティアの裔等の中にては、ミカエルの子ゼベディア、之と共にある男八十人。^{おとこ}ヨアブの裔等の中にては、ヤヒエルの子オペディア、之と共にある男一百十八人。^{おとこ}セロミトの裔等の中にては、ヨスフィアの子、之と共にある男百六十人。^{おとこ}ニベバイの裔等の中にてはベバイの子ザカリア、之と共にある男二十八人。^{おとこ}ニアズガドの裔等の中にては、エツケタンの子ヨハナン、之と共にある男百十人。^{おとこ}アドニカムの裔等の中にて、最後となりし者共^{ものども}あり、その名次の如し、エリフェレト、イエビエル、サマヤ。彼等と共にある男六十人。^{おとこ}ベグイの裔等の中にては、ウタイ及びザクル、彼等と共にある男七十人。^{おとこ}さて我彼等を、アハヴァ^{アモ}に流れ下る河の畔に集めしが、我等其處に三日^かの間滞留まり居たり。我民と司祭との中に、レビイの裔等を探ねたれど、そこには一人も見當らざりき。よりて我はエリエゼル、アリエル、セメヤ、エルナタン、ヤリブ、他のエルナ

²⁾一行中の最後の者か(七
・九参照)
またはまだバビロンにいる残りの者
³⁾これは同名の河の近くにある處のある處の名前。

タン、ナタン、ザカリア、モソラム等重立てる人々と、賢人けんじん⁴⁾なるヨ
 ヤリブ及びエルナタンを遣せり。一七即ち彼等を、カスフイアカスフイアと云う
 處の長なるエツドの許に遣し、且我等の天主の家の役者等を我等の許
 に連れ來らん爲に、彼等がカスフイアという處に居るエツドとその兄
 弟なるナティン人に告ぐべき言を、その口に傳授せり。一八然るに我等
 の天主の仁慈深き御手我等の上にありしに由り、彼等我等の許に、イ
 スラエルの子レヴィの子なるモホリの裔等の中にて最も學識ある人、
 及びサラビアとその子等その兄弟等十八人を連れ來り、一九またハサビ
 ア及び彼と共にスマリの裔等の中なるイザヤとその兄弟等その子等二
 十人を、二〇なおダヴィード及び諸侯しよこうがレヴィ人に仕えしめんとて差出し
 たるナティン人の中よりナティン人二百二十人をも連れ來れり。是等
 の者は皆その名を錄されたり。二一是に於いて我、彼處、アハヴァ河の
 畔に斷食だんじきを布令しが、其は我等が主、我等の天主の御前に身を苦し

4)教師。—5)カスフイア(ヘブレオ語カシプヤ)はバベル附近の村か、または同名の町の一部。—6)祈禱が聽き入れられるようにするため、民衆に断食を布令させるのは、公共の大事の折の慣習であつた。また個人も自分の祈を天主に嘉されようと断食を行つた。

め、我等と我等の子等と我等のあらゆる所有物とに対する正しき道を、⁷⁾
 之に請い求めん爲なりき。三即ち我は途中にて敵より我等を護るべき⁸⁾援
 兵や騎兵を、王に願い求むるを恥じたり、其は我等王に向かいて、「我等
 の天主の御手は、凡て懇ろに主を求め奉る者の上にあり、その權と力と御
 怒⁹⁾とは、之を棄つる者の上にあり。」と云いたればなり。三かく我等斷
 食して、以て我等の天主に求めたるに、経過我等に幸せり。四我また司祭
 の重立てる者共の中より十二人、即ちサラビア、ハサビア、及び之と共に
 その兄弟十人を別ち選びて、五王とその顧問官等とその諸侯と、在る限り
 のすべてのイスラエル人とが獻げたる、銀、金、及び我等の天主の家の聖
 別せられし器を、彼等に量り與えたり。六しかして我がその手に量り與え
 しは、銀六百五十タレンント、銀の器百箇、金百タレンント、七金貨一千枚に
 相當する金の爵二十箇、及び金の如く美麗なる、光り輝く青銅の器二箇な
 りき。八しかして我は彼等に云いぬ、「汝等は主の聖者にして、⁹⁾器具類

7) 無事な旅を
 8) 隊商には今
 でもまだ、漂泊のアラビア人の群やその襲撃強奪があるために、武装した護衛の人々をつけてやらなければならぬ。
 9) 司祭やレヴイ人は何よりもまず天主の御用を勤めるため、聖別せられたので

は聖、志より主我等の父祖の天主に献げられたる銀と金とも亦然り。ニル汝等、

聖具類
の世話

は彼ら

のなす

べき事

となつ

ていた

旅は三

10)この
カ月半
かかつた。

司祭レヴィ人の長等及びイエルサレムにあるイスラエルの家長等の前にて、主人の家の寶庫に之を量り納むるまでは、警戒して守護せよ。」と。三〇司祭レヴィ人、乃ちイエルサレムにある我等の天主の家に持ち行かんとて、重さを量れるその金銀及び器具類を受取りたり。三一かくて我等はイエルサレムに赴かんとて第一月の十二日にアハヴァ河を出發ちけるが、我等の天主の御手我等の上にありて、我等を敵や道に待伏せする者の手より救い給いぬ。三二我等ついにイエルサレムに到りて、¹⁰⁾三日の間其處に滯在せり。三三次いで四日目にウリアの子司祭メレモトの手を経て、金銀及び器具類を我等の天主の家に量り納めけるが、ファネエスの子エレアザル彼と共にあり、ヨズエの子ヨザバド、ベンノイの子ノダヤ等レヴィ人、彼等と共にありき。三四それぞれの數と重さとを調べて付し、その重さはすべてその時書き留めたり。三五なおまた捕囚を釋されて歸り來りし移住の裔等、イスラエルの天主に燔祭を獻げたり、即ちイスラエルの民全体の

三六

爲の犠十二頭11) 牡羊九十六頭、小羊七十七頭、及び罪祭の爲の牡山羊十二頭を、悉く燔祭として主に獻げたり。三六彼等また王の詔のりを、王の許より遣されて其處に居りし總督及び河の彼方の軍將等に付しければ、彼等民と天主の家とに援助を與えたり。

第九章

エスドラス、民の罪惡を嘆く—その民のための祈禱。

一さて是等の事の行われたる後、諸侯我の許に來りて云いけるは「イスラエルの民、及び司祭レヴィ人、未だ異邦人即ちカナアン人、ヘト人、フェレズ人、イエブス人、アンモン人、モアブ人、エジプト人、アモル人などとその憎むべき事とを離れずして、却つて彼等の娘等の中より、己が爲、己が息子等の爲に妻を娶り、聖き種を異邦人に雜えたり。しかしこの罪を犯す手始めは諸侯及び長官たちなりき。三我この事を聞くや、わが袍と衣とを

第九章 1)カナアンの民との結婚は全く禁じられていた(出三四・一六)。他の異教徒で、ユデアの律法を奉じ、異教を棄てた者との結婚は、許されることもあつた。たゞ司祭のみは必ずユデア人の處女

11)十二族を犠牲の数にあらわして。また下記九十六は十二に八をかけたもの。十二は七の如く聖數。

裂き、わが頭髪と鬚とを抜き、坐して嘆けり。四イスラエルの天主の御言
を畏る者皆、また捕囚より歸り來りし者共の罪惡の故に、わが許に集い
けるが、我は夕方の犠祭の時まで、悲しみて坐し居たり。五されど我、夕
方の犠祭の時にわが悲嘆より起ち上り、袍と衣とを裂きてわが膝を曲げ、
主わが天主に向かいてわが手を差し伸べ、させて云ひけるは、「わが天主よ
我、心顛倒して、汝に向かいわが顔を擧ぐるを恥す。蓋は我等の罪惡は積
りて我等の頭の上にあり、我等の科は重なりて天に達したればなり、是
は我等の父祖の日より然り。剩え我等も亦自ら今日に至るまで重き罪を犯
せり。されば我等の罪惡の故に、我等自らも、又我等の王等、我等の司祭
等も、諸國の王等の手に付され、劍、捕囚、掠奪、恥辱等に遭えること、
今日の如し。八然るに今、少しく、且一時の間、我等の祈願主我等の天主
の御許に至りたる如く、かくて我等に殘存うべき者残され、我等の爲主の
聖なる處に、杭を與えられ、我等の天主我等の眼を明らかならしめて、

と結婚するこ
とになつてい
た。利二一。
一四参照。

九天主は帰國
者達に聖所の
近く、イエル
サレムとユダ
とに、天幕、
文字通りに云
えばその杭、
すなわち住居
を與え給うた
天幕の杭を打
つことを許す
とは、住居を
定めさせると
いうに同じ。

(3) ユデアにい
る異教民族と

我等の奴隸たる境涯に於いても、些か我等に生氣を與え給えり。九蓋し我等は奴隸なるが、奴隸の境涯に於いても、我等の天主は我等を棄て給わず我等に生氣を與え、我等の天主の家を建てしめ、その荒廢より復興せしめユダとイエルサレムとに於いて我等に墳^{タマ}を賜わんとて、ペルシヤ王の前にて我等に御矜恤を傾注^{タマ}ぎ給えり。一〇我等の天主よ、かくては我等、今何をか云わんや。其は我等、汝の御誠命を棄てたればなり。一二汝、曾て之をその下僕なる預言者等の手により命じて、曰わく、『汝等^{なんじら}が入りて領せんとする地は不淨の地なり、其はその民も他の各地も、その憎むべき事の故に不淨にして、彼等はこの入口よりかの入口までその穢れを充满^{ミタ}したればなり。二三されば今、汝等の娘を彼等の息子に與うるなけれ、彼等の娘を汝等の息子に娶るなけれ。永久にその平安をもその繁榮をも求むべからず是、汝等^{なんじら}が强大となりて、その地のよき物^{もの}を食するを得、且汝等の嗣産たる裔等を、末長く有せんためなり。』と。四 一三我等のいと惡しき所行と我

判然と別れて住むことがで
きるよう。そ
してこのお恵
みの故にこそ
異教徒と縁を
結ぶのは一大
忘恩行爲であ
り、一層罰すべ
きこととなつた。
4) 申七・三。

等の大いなる科とによりて、諸々の事我等に臨みたる後、汝我等の天主、我等をその罪惡より解放ちて、今日の如く我等に救拯を賜えり、^{一四}これ、我等をして、轉りて汝の御誠命を破り、是等の憎むべき事をなす民と婚を結ぶこと、ながらしめ給わんためなり。汝、豈、殘存え救わるべき者を我等に残さずして滅ぼし盡すまで我等に對して怒り給わんや。⁵⁾ ^{一五}主イスラエルの天主よ、汝は義し、其は我等、今日の如く、救わるべき者として残されたればなり。視給え、我等罪に塗れて汝の御前にあり、蓋し、是が爲に汝の御前に立つを得る者一人だになし。』と。

第十章

命じて異邦人の女を出さしむ。

^二さてエスド拉斯が、かく祈り、哀願して、天主の聖殿の御前に泣き伏しおる間に、男女及び子供等の夥しき大群衆、イスラエルの中より彼の許に集い來り、民太く泣き悲し

の我等の罪にも拘らず今まで我等を棄て給わざりし天主よ、前述の婚姻によりて民の犯したる非を我等が除き去ることを得、かくて汝が我等を導き帰り給える後は、また累ねて没撫に陥らざるよう、我等を助け給え。

めり。時に、エラムの子等の一人なるイエヒエルの子セケニア、答こたえ

てエスドラスに云いひけるは、「我等は我等の天主に對して罪を犯し、こ

の地の民の中より他所者の女を娶れり。されど今も之に就きてイスラ

エルに痛悔あらば、我等主の御旨と、主我等の天主の御命令を畏るる

人々の意と循いて、かかる妻と之より生れたる者とを悉く出すべしと

の契約を、主我等の天主に立てん。律法のままになれかし。四起たて、定さだ

むるは汝の仕事なり。¹⁾ 我等は汝に與すべし。心を勵まして之を爲せ。」

と。是に於いてエスドラス起たち、司祭レヴィ人の長等、及びすべてイ

スラエル人をして、この言の如く爲さんと誓ちかわしめしかば、彼等則ち誓ちか

えり。²⁾ 次いでエスドラス、天主の家の前より起たち、エリアシブ³⁾の子

ヨハナンの室に行ゆきて其處に入りしが、パンをも食せず水をも飲まざり

き、⁴⁾ 盖は捕囚より歸り來りし者共の罪を悲しみたればなり。せかくて

ユダとエルサレムとにある總べての捕囚の裔等に布令しめけるは「イ

第十章

1) エス

ド拉斯はアルタ
クセルクセスか

ら最高裁判權を

與えられていた

本七・二五十二

六参照。—2) エ

リアシブは大司

祭であつた。聖

殿脇の建物には

司祭たちの部屋

があり、彼らは

勤務せぬ時には

そこに居た。

3) 貴賄のために

斷食したのであ

る。

エルサレムに集合すべし、凡そ諸侯及び長老等の決議に循い、三日の内に來らざる者は、その所有物を悉く取り上げられ、捕虜たりし人々の團體より斥けらるべし。」と。是に於いてユダとベンヤミンとの人々いざれも三日の間にイエルサレムに集い來れり。そは第九月にして、その月の一二十日のことなりしが民皆天主の家の廣場に坐して、罪と大雨との爲に震い居たり。⁴⁾ 一〇時に司祭エスドラス起ち上りて、彼等に云いけるは、「汝等は罪を犯し、他所者の女を娶りてイスラエルの科を増したり。ニされば今、主汝等の父祖の天主に告白してその嘉し給う事を行え。即ちこの地の民と、他所者の女とより離れるべし。」と。二二全会衆、聲高く答えて云いけるは、「汝の我等に言えるが如くになれかし。」二三然れども民は多く、且雨季にして、我等戸外に立つ能はず、また（我等この事に就きて大いに罪を犯したれば）そは一日一日の仕事に非ざるに由り、⁴⁾ 三四全会衆の中より管掌者を立て、凡そ他所者の女を娶りて我等の市に居る者は悉く時を定めて來らしめ、なお之と共に市々の長老等及びその裁判官等をも

4) これは十二月の前半、即ち一年中で最も悪の季節のことであるとであつた。

來らしめて、この罪に對する我等の天主の御忿怒の、我等より離るるを待つべし。」と。一五かくてアザヘルの子ヨナタン、及びテクエの子ヤーシア立てられてこの事に當り、レヴィ人なるメソラム及びセベタイ、之を助け、一六いよいよ捕囚の裔等然なせり。即ち司祭エスドラス、及び父祖の家一門の長たる人々、皆指名されて行き、この事を調查せんと、第十九月の一日より坐し、二七第一月の一日までかかりて、他所者の女を娶りし人々を悉く終えたり。一八司祭の子等の中にも、他所者の女を娶りし者見當れり、即ちヨセデクの子ヨズエの子等とその兄弟との中には、マーシア、エリエゼル、ヤリブ、及びゴドリア。一九彼等は、そ

(5)もしも異教徒の女との結婚を、全部例外なく無効と宣言するつもりなら、殆ど三ヶ月もかかるこれまで入念に調査する必要はなかつたであろう。故に異教を棄てなかつた女だけを、子供たちと共に出さなければならなかつたのだと解される。それでもその結婚が律法上許さるべきであり、棄教に導く懼れがないならば(申一三・七一八)、それは有効と宣言された。特にイスラエル人の胤を受けて既に子をなしている女(四四節)は、たゞ律法を奉ずることに反対した極端な場合にだけ出された。イスラエル立法上のこの厳しさは、イスラエル民族の選まれた目的たる、天主の御啓示を純粹のまゝ偶像教から護るために必要であつた。

(6)大司祭の從兄弟。

の妻を出し、且已が科の爲にその羊の中より牡羊一頭を献げんと、^てその手を興えたり。⁸⁾ ニ○エンヌルの子孫の中には、ハナニ、及びゼベディア。

ニ○ハリムの子孫の中には、マーシア、エリア、セメヤ、イエヒエル、及びオジア。ニ○フェシユルの子孫の中には、エリオエナイ、マーシア、イスマエル、ナタナエル、ヨザベド、及びエラサ。ニ○レヴィ人の子孫の中には、ヨザベド、セメイ、ケラヤ即ちカリタ、ファタヤ、ユダ、及びエリエゼル。

ニ○歌手の中には、エリアシブ。門衛の中には、セルム、テレム、及びウリ。ニ○更にイスラエル中⁹⁾ ファロスの子孫の中には、レメヤ、イエジア、メルキア、ミアミン、エリエゼル、メルキア、及びバネア。ニ○エラムの子孫の中には、マタニア、ザカリア、イエヒエル、アブディ、イエリモト、及びエリア。ニ○ゼトゥアの子孫の中には、エリオエナイ、エリアシブ、マタニア、イエリムト、ザバド、及びアジザ。ニ○ベベイの子孫の中には、ヨハナ、ハナニア、ザツバイ、アタライ。ニ○バニの子孫の中には、モソラム、

所定の罪祭については利

五・一五
一一九參
照。

8) すなわち正式に嚴かに誓約した。

9) 俗人のうち。

三〇 メルク、アダヤ、ヤスブ、サール、及びラモト。三〇ファハト・モアブの子

孫の中には、エドナ、カラル、バナヤ、マーシア、マタニア、ベセレ

ル、ベンヌイ、及びマナッセ。三一ヘレムの子孫の中には、エリエゼル、

ヨズエ、メルキア、セメヤ、シメオン、三二ベンヤミン、マロク、サマリア。

三三ハソムの子孫の中には、マタナイ、マタタ、ザベド、エリフェレト、

イエルマイ、マナッセ、セメイ。三四ベニの子孫の中には、マアッディ、

アムラム、ウエル、三五バネア、バダヤ、ケリアウ、三六ヴァニア、マリムト、

エリアシブ、三七マタニア、マタナイ、ヤシ、三八ベニ、ベンヌイ、セメイ、

三九サルミア、ナタン、アダヤ、四〇スクネデバイ、シサイ、サライ、四一エズ

レル、セレミアウ、セメリア、四二セルム、アマリア、ヨゼフ。四三ネボの子

孫の中には、イエヒエル、マタティア、ザバド、ザビナ、イエッドウ、

ヨエル、及びバナヤ。四四是等の者は皆他所者の女を娶れり。しかしてその

中には子を産みし女もありき。¹⁰⁾

四四

四四三一四四三九

三三七三三六五

三三三

三三一

三〇

¹⁰⁾ユデアの傳承によれば、エスドラスは再びペルシャに帰り、そこで百二十歳を以て没したといふ。エスドラスの墓は、チグリス河のほとり、そのエウフラト河と合する地点から二十マイル上にある。